

水質汚濁防止法に係る 届出の手引き

(抜 粋)

平成 1 6 年 3 月

沖縄県環境保全課

目 次

1	水質汚濁防止法	1
2	環境基準	1
	(1) 環境基準の役割	
	(2) 環境基準の性格	
	(3) 環境基準のあてはめ	
	(4) 環境基準の設定と改定	
3	水質汚濁に係る環境基準	2
	(1) 人の健康の保護に関する環境基準	
	(2) 生活環境の保全に関する環境基準	
	河川（湖沼を除く）	
	湖沼	
	海域	
4	一律排水基準	3
	(1) 有害物質に係る排水基準	
	(2) 生活環境項目に係る排水基準	
5	上乗せ排水基準	5
	(1) 設定の条件	
	(2) 県内の上乗せ排水基準の特徴（巻末資料参照）	
	水域による基準値の相異	
	上乗せ項目	
	下水道処理区域内の取扱い	
	新設、既設による基準値の相異	
	業種、排水量による基準値の相異	
6	特定施設	6
	(1) 特定施設の種類（巻末資料参照）	
	(2) 排出水の汚染状態の測定等	
	(3) 特定施設の届出事務の手順	
	(4) 届出書の記入要領	
	一般的事項	
	様式第1について	
	別紙1について（特定施設の構造）	
	別紙2について（特定施設の使用の方法）	
	別紙3について（汚水等の処理の方法）	
	別紙4について（排出水の汚染状態及び量）	
	別紙5について（排出水の排水系統別の汚染状態及び量）	
	別紙6について（用水及び排水の系統）	
	別紙7～11について	
7	届出書等の様式	11
8	資料	
	○ 特定施設一覧	30
	○ 上乗せ排水基準	38

1 水質汚濁防止法の目的

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより被害者の保護を図る。

2 環境基準

(1) 環境基準の役割

環境基準は、環境基本法第16条第1項の「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする」の規定に基づき、水質の汚濁に係る環境上の条件について定めたものである。

(2) 環境基準の性格

- ① 環境基準は、国、地方公共団体等が公害の防止に関する施策を講ずる際の日標となるものである。環境基本法第16条第1項は、環境基準が「維持されることが望ましい基準」であるとして、行政上の政策目標であることを明らかにしている。
- ② 環境基準のレベルは、「維持されることが望ましい基準」として設定されるものであるが、これは消極的なものでなく、積極的な政策目標として設定されるものである。したがって、この目標は、具体的な施策の到達目標として着実に達成維持されるものでなければならないものであり、許容限度または受忍限度という性格のものではなく、より積極的に、維持されることが望ましい基準として位置づけている。
- ③ 環境基準は行政上の日標であるので、環境基準が達成されない場合にも、行政庁が法律的な問責を受けたり、事業者等各種汚染源の責任が直ちに問われることはない。しかし、環境基準が達成されないということは、事業場等の排水規制を含めて各種施策が不十分であることを示すものであることから、今後この基準を超えることがないように、排水基準の強化、発生源の立地の規制などの施策につなげることが重要である。
- ④ 環境基準の保護対象は、人の健康及び生活環境である。
- ⑤ 環境基準は、政府が定めるものである。
なお、環境基準を定めるに当たっては、目標のレベルと目標の達成期間を定めるものとする。

(3) 環境基準のあてはめ

環境基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定める場合の事務は、二以上の都道府県の区域に係る場合には政府が、それ以外にあっては都道府県知事がそれぞれ行う。

(4) 環境基準の設定と改定

環境基準は、科学的に究明された汚染物質等の量と人の健康や生活環境等の影響との関係を基礎として設定されるものであり、科学的な調査研究の結果をもとに合理的に定められるものである。したがって、環境基準は常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

3 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg/l 以下	(略：昭和46年環告59参照)
全シアン	検出されないこと。	〃
鉛	0.01mg/l 以下	〃
六価クロム	0.05mg/l 以下	〃
砒素	0.01mg/l 以下	〃
総水銀	0.0005mg/l 以下	〃
アルキル水銀	検出されないこと。	〃
PCB	検出されないこと。	〃
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	〃
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	〃
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	〃
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下	〃
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	〃
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	〃
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	〃
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	〃
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	〃
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下	〃
チウラム	0.006mg/l 以下	〃
シマジン	0.003mg/l 以下	〃
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	〃
ベンゼン	0.01mg/l 以下	〃
セレン	0.01mg/l 以下	〃
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	〃
ふっ素	0.8mg/l 以下	〃
ほう素	1mg/l 以下	〃

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

①河川（湖沼除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数	
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下	(略)
		8.5以下					
A	水道2級、水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下	
		8.5以下					
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/100ml 以下	
		8.5以下					
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—	
		8.5以下					
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—	
		8.5以下					
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上	10mg/l 以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2mg/l 以上	—	
		8.5以下					
測定方法及び備考 (略)							

②湖沼

(略)

③海域

ア

項目 類型	利用目的の適応 性	基 準 値					該当水域
		pH	COD	DO	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物	
A	水産1級、水浴、自然 環境保全及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/100 ml以下	検出されないこと	(略)
B	水産2級、工業用水及 Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上	--	検出されないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上	--	--	
測定方法及び備考							(略)

イ (略)

4 一律排水基準

(1) 有害物質に係る排水基準

項 目	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム 0.1 ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン 1 ミリグラム
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパ ラチオン、メチルメチン及び EPN に 限る)	1リットルにつき 1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素 0.1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他 の水銀化合物	1リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき 0.003 ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.3 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき 0.1 ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき 0.2 ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき 0.02 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき 0.04 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.2 ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.4 ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき 3 ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき 0.06 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき 0.02 ミリグラム
チウラム	1リットルにつき 0.06 ミリグラム
シマジン	1リットルにつき 0.03 ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき 0.2 ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき 0.1 ミリグラム

セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
ホウ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 リットルにつきホウ素 10 ミリグラム 海域に排出されるもの 1 リットルにつきホウ素 230 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 リットルにつきふっ素 8 ミリグラム 海域に排出されるもの 1 リットルにつきふっ素 15 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム
備考	(略)

(2) 生活環境項目に係る排水基準

項 目	許容限度
水素イオン濃度	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下、海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均 120)
浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量、単位 1リットルにつきミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量、単位 1リットルにつきミリグラム)	30
フェノール類含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	5
銅含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	3
亜鉛含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	5
溶解性鉄含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	10
クロム含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	2
大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000
窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	120 (日間平均 60)
燐含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	16 (日間平均 8)
備考	(略)

5 上乘せ排水基準

(1) 設定の条件

上乘せ排水基準は、水質汚濁防止法（以下「法」という。）第3条第1項の一律排水基準によっては、「人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない」と認められる特定の水域について行うものであり、都道府県の条例で設定される。

条例においては、対象水域、対象物質又は項目別の基準値、対象特定事業場等の基本的事項について直接定めなければならない。

(2) 県内の上乘せ排水基準の特徴（巻末資料参照）

① 水域による基準値の相異

上乘せ排水基準は、個々の水域の水質の現状や汚濁の進行の状態、流域の人口、産業形態などの諸条件を考慮して基準値を定める。したがって、その値はそれぞれの水域によって異なる。

本県では、現在9河川（国場川、比謝川、天願川、羽地大川、我部祖河川、報得川、源河川、平南川、大保川）、5海域（金武湾、中城湾、与勝海域、名護湾海域、那覇港海域）に上乘せ排水基準を設定している。

② 上乘せ項目

河川については、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）及び浮遊物質（SS）の3項目、海域については、化学的酸素要求量（COD）又はBOD、及びSSの2項目（ただし、那覇港についてはpHを加えた3項目）の上乘せ基準を設定している。その他の項目については、一律排水基準値が適用される。

③ 下水道処理区域内の取扱い

下水道法第10条では、公共下水道の処理区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を遅滞なく設置するよう義務づけている。

これに関連して、当条例においても下水道処理区域内の工場、事業場については厳しい上乘せ排水基準を設定している。

なお、現在は下水道処理区域外の工場、事業場でも、将来その地域が下水道処理区域内となった場合は、より厳しい排水基準が適用されることになる。

④ 新設、既設による基準値の相異

上乘せ排水基準は、現在すでに汚濁が進んでいるか、あるいはこれから汚濁が進むことが予想される水域に設定される。

これらの水域においては、現在の諸条件からみて水域に係る汚濁負荷量が望ましい水質を維持するための限度をすでに超えているか、またはほとんど限度に達しているかの状態である。

このようなことから、望ましい水質を維持するため、あるいは水質を改善するためには、水系に対する汚濁負荷量をこれ以上増加させないことや積極的に汚濁負荷量を減少させる努力が肝要である。

上乘せ排水基準は、特定施設を有する工場、事業場から発生する汚濁負荷量を減少させることにより、前述の目的達成を図るための施策であるが、基準の施行前に設置された特定施設については、既得権等を考慮した上で削減すべき汚濁負荷量が設定されている。

基準の施行後の新設の特定施設については、あらかじめ適切な排水対策を講ずるべきであるとの観点から、既設に比べより厳しい基準を設定している。

⑤ 業種、排水量による基準値の相異

上乘せ排水基準は、業種別にそれぞれ排水基準が設定されている。また同じ業種でも排水量の多少によりそれぞれ排水基準を設定している。

